

1:2,500 都市計画基本図 | X - M D 4 4 - 3 IX - MD 44 - 3(1) 協同組合 田 水位観測所 ☆ 揚・排水機場 ___(建設中)_ 建設中の道路 ___(建設中)_ 建設中の鉄道 ----------植生界 二階堂地区-517 **一・──・**大字·町·丁目界 朝北/奈/町// 現地杭界 → 地番界 — ha 空間 空間 水方向 水方向 砂れき地 水方向 水方向 水方向 水方向 水方向 水水 門 水がい線 水がい線 水がい線 変更しようとする区域線 ――― <用途地域> 第一種低層住居専用地域 第二種低層住居専用地域 第一種中高層住居専用地域 第二種中高層住居専用地域 第二種住居地域 準住居地域 近隣商業地域 商業地域 準工業地域 工業地域 工業専用地域 浄明寺 IX - MD1, (1) 平成10年 6 月撮影空中写真(鎌倉市全域 C1-7444-7445) 鎌倉市 平成10年測量 (1) この地図・成果は測量法の公共測量に関する規定に この測量成果は、建設省国土地理院長の承認を得て同院所管の この測量成果は、国土地理院長の承認を得て同院所管の (鎌 🍵 市 1:2,500 2, (1) 平成10年 8 月現地調査 基づき横浜市長の承認を得て同市所管の測量成果を 測量標及び測量成果を使用して得たものである。 測量成果を使用して得たものである。 平成16年修正 (1) < 3, (1) 平成16年 6 月航空写真画像データ(鎌倉市全域 C3-7) (承認番号) 平10関公第 33 号 (承認番号) 平26関公第 69 号 複製して調製したものです。 平成21年修正 【横浜市地形図複製承認番号 令元建都計第9111号】 この測量成果は、国土地理院長の承認及び助言を得て同院所管の この測量成果は、国土地理院長の承認を得て同院所管の 4, (1) 平成16年 9 月現地調査 鎌倉都市計画用途地域の変更 平成26年修正 測量成果を使用して得たものである。 5,(1) 平成21年 6 月航空写真画像データ(鎌倉市全域 C7-C9) 測量標及び測量成果を使用して得たものである。 令 和 元 年 修 正 (承認番号) 令1関公第 85 号 (承認番号) 平16関公第 63 号 6。(1) 平成21年 9 月現地調査 この測量成果は、国土地理院長の承認及び助言を得て同院所管の 7。(1) 平成26年 5 月航空写真画像データ(鎌倉市全域 C7-C10) 図面の名称 計画図 座標系は平成14年国土交通省告示第9号の規定 による第IX 座標系 測量成果を使用して得たものである。 8。(1) 平成26年 7 月現地調査 (承認番号) 平21関公第 47 号 9。(1) 令和 元年 5 月航空写真画像データ(鎌倉市全域 C9-C13) 投影は横メルカトル図法 10。(1) 令和 元年 7 月現地調査 1/2, 500図郭に表示してある座標値はキロメートル単位 方眼は0.5キロメートル間隔 図郭に表示してある経緯度目盛は10秒間隔 4/10高さの基準は東京湾の平均海面

等高線の間隔は2メートル

平面直角座標値は世界測地系2011による

139° 30′ 20″

(1) 2. (1) 平成10年 8 月現地調査

4, (1) 平成16年 9 月現地調査

6。(1) 平成21年 9 月現地調査

8。(1) 平成26年 7 月現地調査

10, (1) 令和 元年 7 月現地調査

平成10年測量

平成16年修正

平成21年修正

平成26年修正

令 和 元 年 修 正

1, (1) 平成10年 6 月撮影空中写真(鎌倉市全域 C1-7444-7445)

5,(1) 平成21年 6 月航空写真画像データ(鎌倉市全域 C12-C14)

7,(1) 平成26年 5 月航空写真画像データ(鎌倉市全域 C12-C14)

9。(1) 令和 元年 5 月航空写真画像データ(鎌倉市全域 C16-C19)

3, (1) 平成16年 6 月航空写真画像データ(鎌倉市全域 C15-19)

#項 市名 鎌 倉 市 件 名 鎌倉都市計画用途地域の変更 図面の名称 計画図 縮 尺 1/2,500 番 号 5/10 作成年月日 令和 年 月 日

座標系は平成14年国土交通省告示第9号の規定 による第IX 座標系

図郭に表示してある座標値はキロメートル単位

図郭に表示してある経緯度目盛は10秒間隔

平面直角座標値は世界測地系2011による

投影は横メルカトル図法

139° 31′ 30″

この測量成果は、建設省国土地理院長の承認を得て同院所管の この測量成果は、国土地理院長の承認を得て同院所管の 鎌 倉 市

この測量成果は、国土地理院長の承認及び助言を得て同院所管の この測量成果は、国土地理院長の承認を得て同院所管の

測量標及び測量成果を使用して得たものである。

測量標及び測量成果を使用して得たものである。

測量成果を使用して得たものである。

(承認番号) 平10関公第 33 号

(承認番号) 平16関公第 63 号

(承認番号) 平21関公第 47 号

この測量成果は、国土地理院長の承認及び助言を得て同院所管の

測量成果を使用して得たものである。

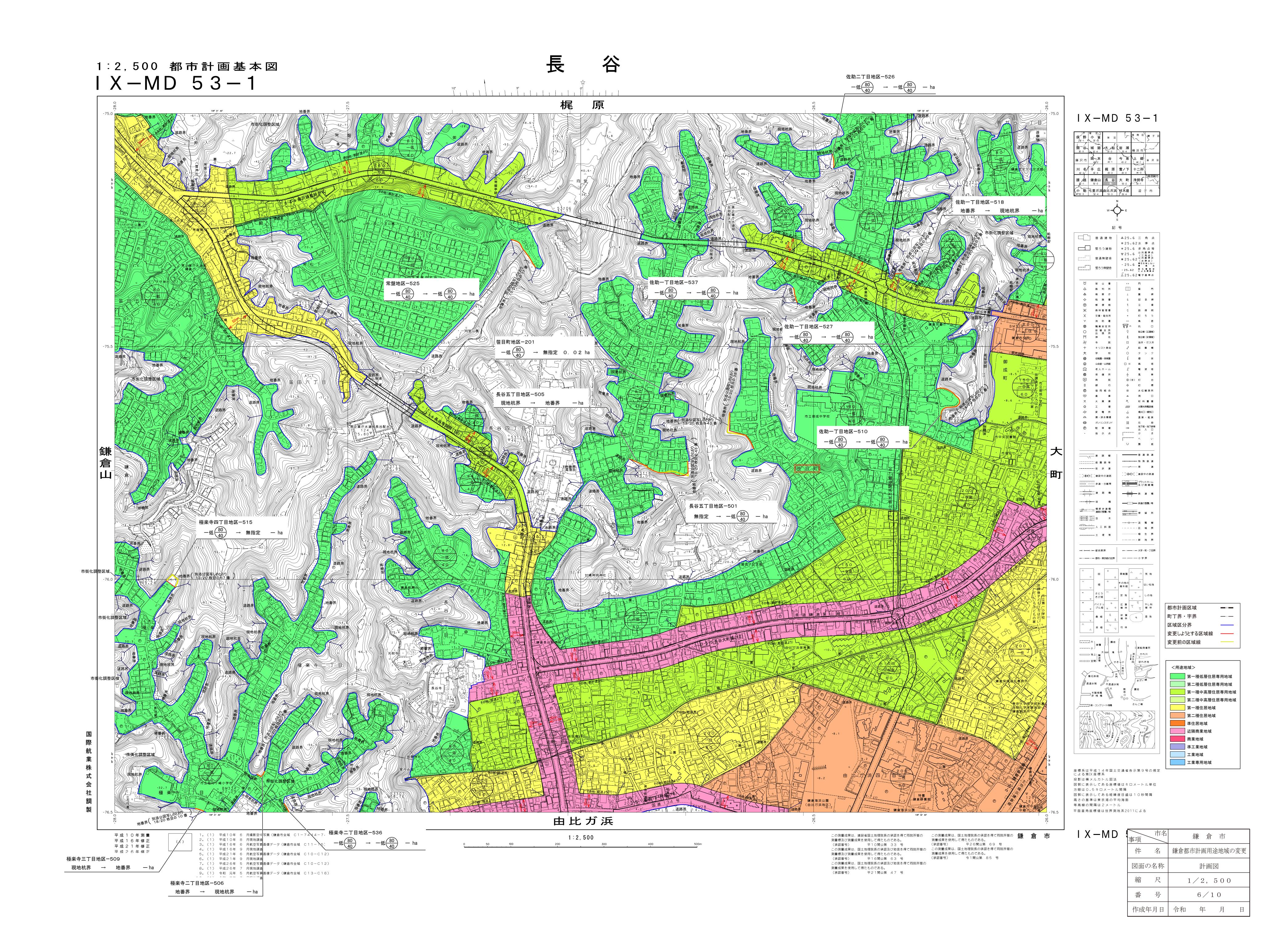
測量成果を使用して得たものである。

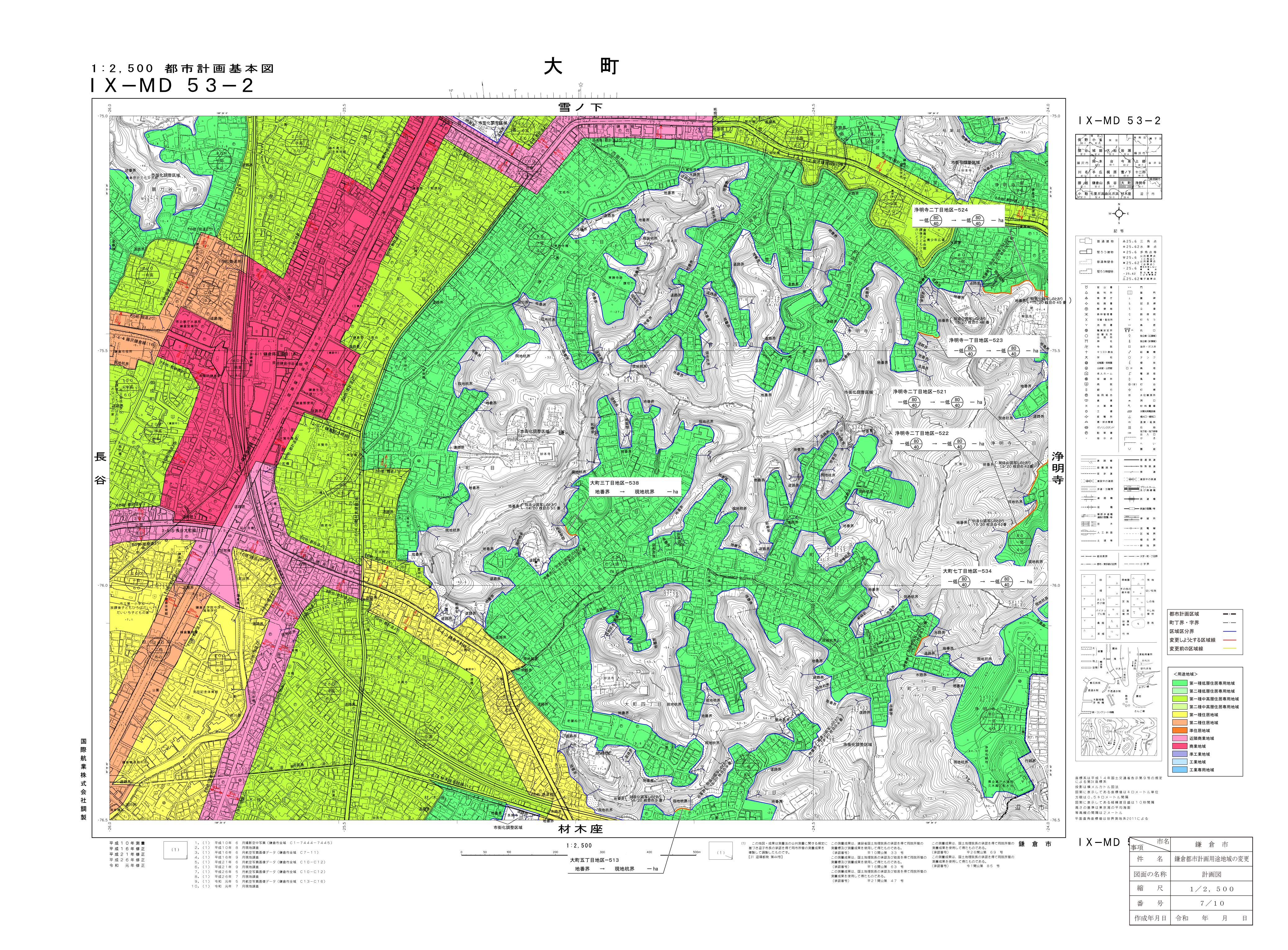
(承認番号) 平26関公第 69 号

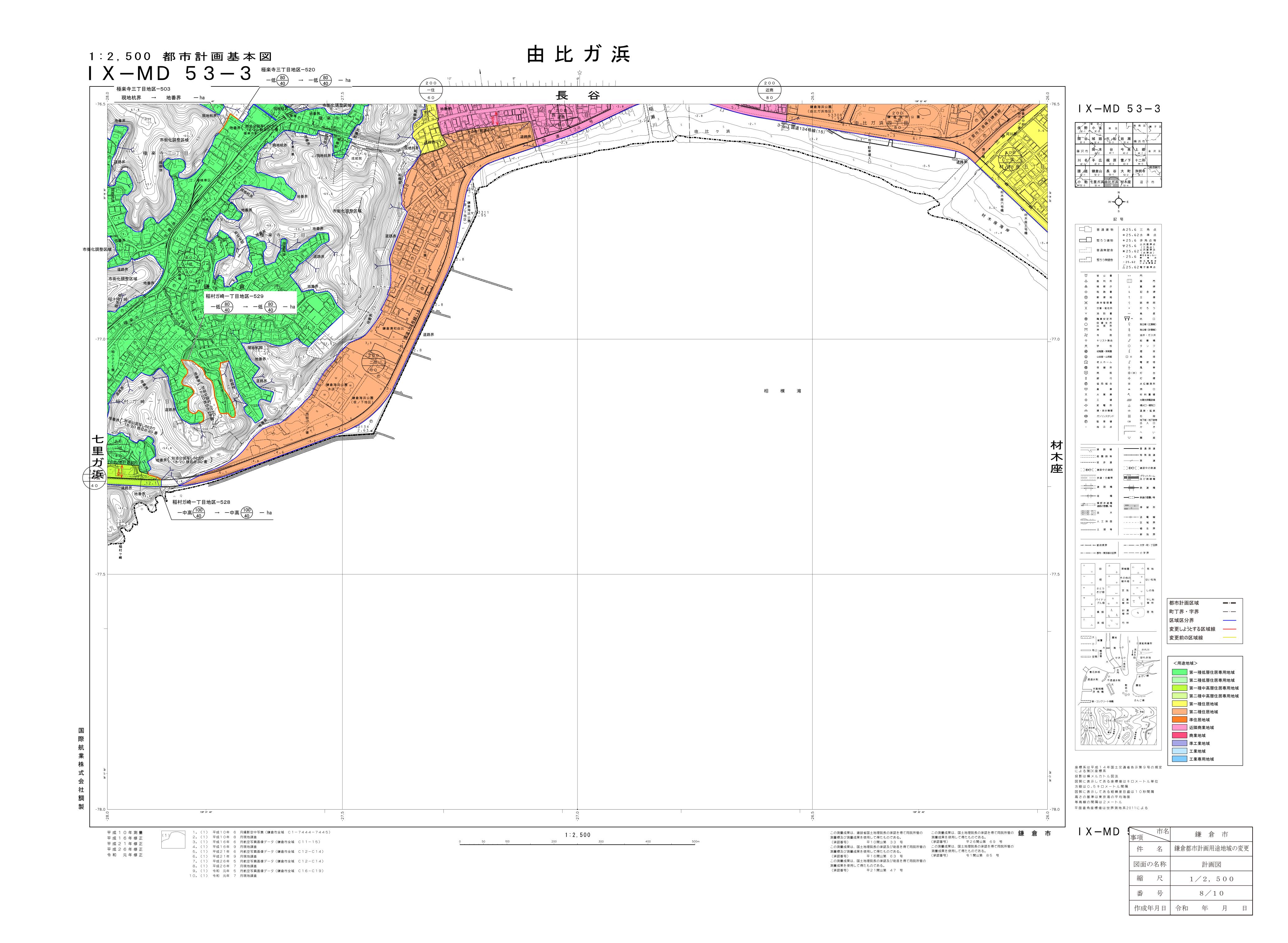
(承認番号) 令1関公第 85 号

方眼は0.5キロメートル間隔

高さの基準は東京湾の平均海面 等高線の間隔は2メートル







10/10

高さの基準は東京湾の平均海面 等高線の間隔は2メートル

平面直角座標値は世界測地系2011による

